

被扶養者の軽減措置

社会保険などの子どもが加入している健康保険の被扶養者だった方は、平成 20 年 4 月から 9 月までの 6 か月間は保険料を負担せず、平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月までの 6 か月間は、保険料の均等割額が軽減され、平成 21 年 4 月から 1 年間は均等割額が 5 割軽減されます。



◆年間保険料額◆

下の表は、年間の保険料を試算したものです。被保険者それぞれの保険料は、平成 20 年 4 月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

◇北海道後期広域連合の条例案をもとに試算

一人世帯の場合

所得 (参考:年金収入のみ)	0 万円 (100 万円)	30 万円 (150 万円)	80 万円 (200 万円)	130 万円 (250 万円)	180 万円 (300 万円)
保険料額	1 万 2,900 円	1 万 2,900 円	7 万 9,700 円	13 万 6,500 円	18 万 4,700 円

二人世帯の場合

所得 (参考:年金収入のみ)	夫	0 万円 (100 万円)	30 万円 (150 万円)	80 万円 (200 万円)	130 万円 (250 万円)	180 万円 (300 万円)
	妻	0 万円 (50 万円)	0 万円 (50 万円)	0 万円 (50 万円)	0 万円 (50 万円)	0 万円 (50 万円)
保険料額	夫	1 万 2,900 円	1 万 2,900 円	7 万 9,700 円	13 万 6,500 円	18 万 4,700 円
	妻	1 万 2,900 円	1 万 2,900 円	3 万 4,500 円	4 万 3,100 円	4 万 3,100 円
	計	2 万 5,800 円	2 万 5,800 円	11 万 4,200 円	17 万 9,600 円	22 万 7,800 円

※所得割と均等割を合算して 100 円未満切り捨て

※夫婦二人世帯は、共に 75 歳以上で妻の所得 0 円とした保険料額

※均等割部分の減額措置は右表のとおり

年金収入別の均等割分減額措置

	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減
単身世帯	168 万円まで	—	203 万円まで
二人世帯	168 万円まで	192.5 万円まで	238 万円まで

◆医療給付の内容◆

今までの老人保健制度や国民健康保険で支給されているものと同じです

医療給付の種類	こんなときに受けられます	給付を受けるときは
療 養 の 給 付	病気やけがの治療を受けたとき	医療機関で被保険者証を提示
入 院 時 食 事 療 養 費	入院したときの食費	町民税非課税世帯の方は、事前に町への申請が必要
入 院 時 生 活 療 養 費	療養病床に入院したときの食費・居住費	
保 険 外 併 用 療 養 費	利用者の選定による特別病室の提供などを受けたとき	申請は不要
訪 問 看 護 療 養 費	訪問看護サービスを受けたとき	
療 養 費	やむを得ず医療費の全額を自己負担したとき	
特 別 療 養 費	資格証明書を受けている人が病気やけがの治療を受けたとき	
移 送 費	緊急の入院や転院で移送が必要になったとき	町への申請が必要
高 額 療 養 費	1 か月の患者負担が高額になったとき	
葬 祭 費	被保険者が死亡し、その方の葬祭を行ったとき	



北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

■ 問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)

シリーズ 後期高齢者医療制度 ④

平成 20 年 4 月から老人保健制度が変わります

～後期高齢者医療制度が始まります～

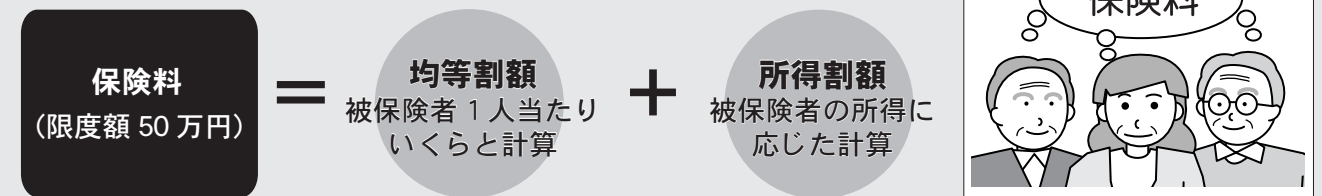
平成 20 年 4 月から、現行の老人医療制度に変わり、後期高齢者医療制度が始まります。

この制度の対象となる被保険者は、75 歳以上の方です。(65 歳以上 75 歳未満で、一定の障がいがあると認定された方も対象となります)

11 月 22 日に開催された北海道後期高齢者医療広域連合議会で決定された保険料などについてお知らせします。

◆保険料の決まり方◆

保険料は、被保険者一人当たりいくらか決められる「均等割額」と、被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。



◆北海道の保険料の求め方◆

$$\text{均等割額} + \text{所得割額} = \text{4 万 3,143 円} + \left(\frac{\text{総所得金額など} - \text{基礎控除額 33 万円}}{100} \times 9.63\% \right)$$

保険料額に 100 円未満の端数が出た場合は、その端数は切り捨てします。賦課限度額は 50 万円です。保険料は、2 年に 1 度見直されます。



◆保険料の軽減と減免について◆

所得が低い世帯の被保険者の方は、世帯全体の総所得金額に応じて、均等割額が軽減されます。

そのほか、災害などで重大な損害を受けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方は、広域連合に申請することで、保険料が減免される場合があります。

所得の低い方の軽減措置

所得の低い方は、保険料の均等割額が世帯の所得水準に合わせて、7 割・5 割・2 割軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額など
7 割軽減	基礎控除額(33 万円)を超えない世帯
5 割軽減	基礎控除額(33 万円)+ 24.5 万円×世帯の人数(本人を除く)を超えない世帯
2 割軽減	基礎控除額(33 万円)+ 35 万円×世帯の人数を超えない世帯